

広島県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十年三月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十年二月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市高野町下門田字中井枋一五九番一地从 から 庄原市高野町下門田字中井枋一五九番一地从 まで		三〇・〇〇 六七・〇〇	一一・五〇 三三・六〇	三二五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 三二五・〇〇 メートル